

○報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 新旧対照表

新	旧
<h3 data-bbox="240 367 724 422">2 要素定義について</h3> <p data-bbox="261 478 1409 617">EDINET タクソノミには、提出書類に記載する目次及び目次に対応するテキストブロック並びに目次内で記載される文字列、文章、金額、数値等の内容一つ一つが要素として定義されています。EDINET タクソノミに定義されている要素のうち、<u>財務諸表本表で開示される科目及びその内訳として注記事項中に開示される科目</u>を勘定科目と呼び、勘定科目以外を報告項目と呼びます。</p> <p data-bbox="261 625 1409 835">開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示する報告項目及び勘定科目とEDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目との対応付けを行い、使用する報告項目及び勘定科目を選定します。EDINET タクソノミに適切な報告項目又は勘定科目がない場合、提出者別タクソノミにおいて新規の報告項目又は勘定科目を追加します。まず、EDINET タクソノミに開示したい報告項目及び勘定科目があるか否かを判断するために、EDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目の内容、選定方針等について理解する必要があります。</p> <p data-bbox="261 844 1409 947">ここでは、これらの作業を行うために、EDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目における、要素概念の定義に関する考え方、選定方針等について説明し、EDINET タクソノミの報告項目及び勘定科目と開示する報告項目及び勘定科目との対応付けに際しての留意事項を示します。</p>	<h3 data-bbox="1492 367 1976 422">2 要素定義について</h3> <p data-bbox="1513 478 2662 617">EDINET タクソノミには、提出書類に記載する目次及び目次に対応するテキストブロック並びに目次内で記載される文字列、文章、金額、数値等の内容一つ一つが要素として定義されています。EDINET タクソノミに定義されている要素のうち、<u>財務諸表本表タクソノミに定義され財務諸表に記載される金額</u>を勘定科目と呼び、勘定科目以外を報告項目と呼びます。</p> <p data-bbox="1513 625 2662 835">開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示する報告項目及び勘定科目とEDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目との対応付けを行い、使用する報告項目及び勘定科目を選定します。EDINET タクソノミに適切な報告項目又は勘定科目がない場合、提出者別タクソノミにおいて新規の報告項目又は勘定科目を追加します。まず、EDINET タクソノミに開示したい報告項目及び勘定科目があるか否かを判断するために、EDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目の内容、選定方針等について理解する必要があります。</p> <p data-bbox="1513 844 2662 947">ここでは、これらの作業を行うために、EDINET タクソノミに定義されている報告項目及び勘定科目における、要素概念の定義に関する考え方、選定方針等について説明し、EDINET タクソノミの報告項目及び勘定科目と開示する報告項目及び勘定科目との対応付けに際しての留意事項を示します。</p>

新

2-1 要素概念の定義について

(略)

③ 参照リンクによる概念定義

要素の概念定義は、参照リンクの情報も確認してください。参照リンクには、開示府令、業法等の根拠となる条文の参照が定義されています。

例えば、「特別法上の準備金等に関する注記」テキストブロックの参照リンクには、「財務諸表等規則 第 54 条の 3 第 2 項及び第 3 項」及び「連結財務諸表規則 第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項」が記載されています。これらの条文に基づく注記事項は、その表題が「特別法上の準備金等に関する注記」と異なる場合であっても、当該テキストブロックでタグ付けできます。なお、要素選択及び表示とラベルとの関係については、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係」を参照してください。

旧

2-1 要素概念の定義について

(略)

③ 参照リンクによる概念定義

要素の概念定義は、参照リンクの情報も確認してください。参照リンクには、開示府令、業法等の根拠となる条文の参照が定義されています。

例えば、「特別法上の準備金等に関する注記」テキストブロックの参照リンクには、「財務諸表等規則 第 54 条の 3 第 2 項及び第 3 項」及び「連結財務諸表規則 第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項」が記載されています。これらの条文に基づく注記事項は、その表題が「特別法上の準備金等に関する注記」と異なる場合であっても、当該テキストブロックでタグ付けできます。なお、ラベルと表示の関係については、「5 ラベルの上書き及び表示との一致について」を参照してください。

新

2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について

基本方針として、財務諸表本表が異なっても同一の概念である勘定科目は同一の要素を使用します。この基本方針は、財務諸表本表間に限らず、財務諸表本表と注記事項との間においても同様です。必ずしも同一の概念とはならないものについては、別の要素を使用します。なお、報告書のうち財務諸表以外の部分に記載される事項は、財務諸表本表タクソノミ及び国際会計基準タクソノミの要素とは異なる要素を使用します。

- (1) (略)
- (2) 株主資本等変動計算書及び貸借対照表で使用する同一の要素は、株主資本等変動計算書の期首残高及び期末残高のみです。
- (3) 株主資本等変動計算書及び損益計算書で使用する同一の要素は、変動要因のうち当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益です。
- (4) 貸借対照表及びその注記事項中においては、意味及び粒度が同じ勘定科目は、同一の要素を使用します。意味の同一性の判断においては、引当金、減価償却累計額又は償却累計額の控除前・控除後の別に注意してください。「その他の〇〇」は、同一の名称であっても本表中の科目の場合と注記事項の内訳中の科目の場合とでは一般的に粒度が異なると考えられます。
- (5) 損益計算書及びその注記事項中においては、意味及び粒度が同じ勘定科目は、同一の要素を使用します。意味の同一性の判断においては、対象となる機能範囲（又は親科目）の異同に注意してください。例えば、「減価償却費」は、全社の減価償却費、製造原価中の減価償却費、販売費及び一般管理費中の減価償却費ではそれぞれ意味が異なります。「その他の〇〇」は、同一の名称であっても本表中の科目の場合と注記事項の内訳中の科目の場合とでは一般的に粒度が異なると考えられます。
- (6) セグメント情報における報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及び負債の科目は、セグメント表上の調整後合計が貸借対照表又は損益計算書上の勘定残高と同一である場合は、当該貸借対照表又は損益計算書上の勘定科目と同一の要素を使用します。
- (7) 主要な経営指標等の推移で使用する科目は、財務諸表の科目とは別の要素を使用します。財務諸表とは精度（報告単位）が一致しない場合があるためです。財務諸表中の科目と財務諸表以外の記載箇所では、同一の科目名称であっても、原則として別科目と考えます。

旧

2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について

基本方針として、財務諸表本表が異なっても同一の概念である勘定科目は同一の要素を使用します。この基本方針は、財務諸表本表間に限らず、財務諸表本表と注記事項との間においても同様です。必ずしも同一の概念とはならないものについては、別の要素を使用します。なお、報告書のうち財務諸表以外の部分に記載される事項は、財務諸表本表タクソノミの要素とは異なる要素を使用します。

- (1) (略)
- (2) 株主資本等変動計算書及び貸借対照表で使用する同一の要素は、貸借対照表の「純資産」、すなわち株主資本等変動計算書の期首残高及び期末残高のみです。
- (3) 株主資本等変動計算書及び損益計算書で使用する同一の要素は、変動要因のうち「当期純利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」です。
- (4) 貸借対照表及び貸借対照表関係注記で使用する同一の要素は、たな卸資産、資産の金額から直接控除している引当金及び有形固定資産の減価償却累計額とその明細項目です。たな卸資産、資産の金額から直接控除している引当金及び減価償却累計額を貸借対照表上で一括掲記する場合、明細項目は、貸借対照表で使用可能な勘定科目を注記のみで使用し、明細項目の合計は、貸借対照表と同一の勘定科目を注記でも使用します。
- (5) 損益計算書及び損益計算書関係注記で使用する同一の要素は、主要な販売費及び一般管理費、一般管理費に含まれる研究開発費です。主要な販売費及び一般管理費を損益計算書上で一括掲記する場合、明細項目は、損益計算書で使用可能な勘定科目を注記のみで使用し、明細項目の合計は、損益計算書と同一の勘定科目を注記でも使用します。また、一般管理費に含まれる研究開発費を注記する場合、損益計算書で使用可能な勘定科目を注記で使用します。
- (6) セグメント情報における報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及び負債の科目は、貸借対照表及び損益計算書上の勘定残高と調整可能な関係にある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書上の勘定科目と同一の要素を使用します。
- (7) 主要な経営指標等の推移で使用する科目は、財務諸表本表の科目とは別の要素を使用します。財務諸表本表とは精度（報告単位）が一致しない場合があるためです。また、要約情報である主要な経営指標等の推移と、詳細情報である財務諸表本表とは、異なる用途で用いられることもあるため、情報利用の観点も鑑み別要素としています。

新

2-3 A 群要素及び B 群要素

A 群要素とは、内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則等、会計基準及び業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとして、それらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した報告項目又は勘定科目をいいます。

B 群要素とは、A 群要素以外で、開示実務において広く一般的に使用されている報告項目又は勘定科目をいいます。

なお、国際会計基準タクソノミには、A 群と B 群の区別がありません。

旧

2-3 A 群要素及び B 群要素

A 群要素とは、内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則等、会計基準及び業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとして、それらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した報告項目又は勘定科目をいいます。

B 群要素とは、A 群要素以外で、開示実務において広く一般的に使用されている報告項目又は勘定科目をいいます。

3-1 貸借区分及び正負の設定

EDINET タクソノミの勘定科目に設定される貸借区分 (balance 属性) は、勘定科目が表示される区分に従って設定されます。勘定科目が資産又は費用に属する場合「debit」、勘定科目が負債、純資産又は収益に属する場合「credit」が設定されます。

控除項目も表示される区分に従って設定されます。例えば、減価償却累計額は資産に表示されるので「debit」、自己株式は純資産に表示されるので「credit」となります。

キャッシュ・フロー計算書のキャッシュの増減に関する勘定科目は、貸借区分を持ちません。正値はキャッシュの増加、負値はキャッシュの減少を意味しています。

(削除)

貸借区分を上記のルールで設定する結果、EDINET タクソノミでは、インスタンス値の正負は、表示される値の正負と原則同一 (※) になります。すなわち、正の値を表示したい場合は正の値を入力し、負の値を表示したい場合は負の値を入力します。インスタンス値の正負は、sign 属性で表されるので、表示上の正負とインスタンス値の sign 属性とが、原則一致 (※) することになります (sign 属性については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。)

次の「図表 3-1 貸借区分、正負の設定等」に、貸借区分、正負等の設定例を示します。

計算リンクの加減算区分は、勘定科目間で有している加減算関係を表しています。加算関係の場合は「1」を、控除関係の場合は「-1」をそれぞれ設定します。例えば、自己株式は、財務諸表等規則に基づき株主資本に対する控除項目として掲記され、株主資本と自己株式は控除関係を有しています。自己株式はインスタンスにはマイナスで入力するため、計算リンクの加減算区分には「1」を設定することで、控除関係を表します。このようにインスタンス値の正負と計算リンクの加減算区分の設定は、併せて検討する必要があることに留意してください。

※ 一致しない例外もあります。例えば、日本基準財務諸表の貸借対照表関係注記事項のうち、資産の金額から直接控除している引当金の注記及び有形固定資産の減価償却累計額の注記配下の金額項目について、表示される値は正となりますが、インスタンス値は財務諸表本表の表記と合わせて sign 属性に「-」を設定する必要があります。

(略)

3-1 貸借区分及び正負の設定

EDINET タクソノミの勘定科目に設定される貸借区分 (balance 属性) は、勘定科目が表示される区分に従って設定されます。勘定科目が資産又は費用に属する場合「debit」、勘定科目が負債、純資産又は収益に属する場合「credit」が設定されます。

控除項目も表示される区分に従って設定されます。例えば、減価償却累計額は資産に表示されるので「debit」、自己株式は純資産に表示されるので「credit」となります。

キャッシュ・フロー計算書のキャッシュの増減に関する勘定科目は、貸借区分を持ちません。正値はキャッシュの増加、負値はキャッシュの減少を意味しています。

なお、IFRS タクソノミでは、貸借区分設定のルールが EDINET タクソノミとは異なるので注意が必要です。詳細は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)』を参照してください。

貸借区分を上記のルールで設定する結果、EDINET タクソノミでは、インスタンス値の正負は、表示される値の正負と原則同一 (※) になります。すなわち、正の値を表示したい場合は正の値を入力し、負の値を表示したい場合は負の値を入力します。インスタンス値の正負は、sign 属性で表されるので、表示上の正負とインスタンス値の sign 属性とが、原則一致 (※) することになります (sign 属性については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。)

次の「図表 3-1 貸借区分、正負の設定等」に、貸借区分、正負等の設定例を示します。

計算リンクの加減算区分は、勘定科目間で有している加減算関係を表しています。加算関係の場合は「1」を、控除関係の場合は「-1」をそれぞれ設定します。例えば、自己株式は、財務諸表等規則に基づき株主資本に対する控除項目として掲記され、株主資本と自己株式は控除関係を有しています。自己株式はインスタンスにはマイナスで入力するため、計算リンクの加減算区分には「1」を設定することで、控除関係を表します。このようにインスタンス値の正負と計算リンクの加減算区分の設定は、併せて検討する必要があることに留意してください。

※ 貸借対照表関係注記事項のうち、資産の金額から直接控除している引当金の注記及び有形固定資産の減価償却累計額の注記配下の金額項目について、表示される値は正となりますが、インスタンス値は財務諸表本表の表記と合わせて sign 属性に「-」を設定する必要があります。

(略)

新

4 該当なし要素

ある報告項目について記載事項がない場合、当該報告項目について、何も記載が行われなとき、「該当事項はありません。」、「該当なし。」等、該当ない旨の記載を行うときがあります。EDINET タクソノミでは、一部の報告項目について該当ない旨の記載を行う場合の特別な要素として「該当なし要素」を用意しています。

該当なし要素が EDINET タクソノミで用意されている場合は、該当ない旨の記載のタグ付けに該当なし要素を用いてください。

該当なし要素が EDINET タクソノミで用意されていない場合は、該当ない旨の記載タグ付けのために提出者別に該当なし要素を作成する必要はありません。通常のテキストブロック要素を用いてください。

(削除)

旧

4 該当なし要素

ある報告項目について記載事項がない場合、当該報告項目について、何も記載が行われなとき、「該当事項はありません。」、「該当なし。」等、該当ない旨の記載を行うときがあります。EDINET タクソノミでは、該当ない旨の記載を行う場合の特別な要素として「該当なし要素」を用意しています。

ただし、EDINET タクソノミで「該当なし」要素が定義されている箇所について、開示書類等提出者別に、「該当事項はありません。」と記載するケースと何も記載しないケースに分かれる事例について、「該当事項はありません。」との記載を推奨しているわけではないことに留意してください。

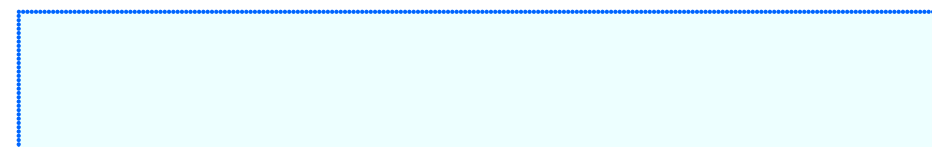
EDINET タクソノミの該当なし要素は、実際の開示例を参考に、該当ない旨の記載が比較的良好に現れる箇所について定義されています。該当ない旨の記載をする場合に、EDINET タクソノミでは該当なし要素が定義されていないこともあります。その場合には、命名規約に基づいて該当なし要素を提出者別タクソノミに追加してください。

該当なし要素の命名規約については、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値」を参照してください。該当なし要素及び省略している旨等の要素のデータ型については、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「5-2-1-3 データ型(type)」を参照してください。

<該当なし要素を用いるケース>

- ・「該当事項はありません。」、「該当なし。」等、該当ない旨の記載のみの場合（「特記事項はありません。」は、該当ない旨の記載と同等とみなす。）
- ・「…のため該当事項はありません。」のように、該当ない旨の記載に加えその理由を記載している場合又は「該当事項はありません。なお、…」のように該当ない旨の記載に加え補足説明を記載している場合、理由説明又は補足説明は、該当ない旨の記載の一部とみなして、該当なし要素のタグ付け範囲に含めます。
- ・テキストブロックでタグ付けする範囲に該当ない旨が複数回記載され、結果としてタグ付け範囲全体が該当なしである場合
- ・テキストブロックでタグ付けする表において、該当なしとの意味で”-”のみを記載する場合（次の図表を参照。）

図表 4-1 該当なし要素でタグ付けする表



該当なし要素

新

旧

該当なし要素は、該当ない旨の記載に対応した要素なので、次のようなケースでは、該当なし要素ではなく別の適切な要素を用いる必要があります。

＜省略している旨等の要素を用いるケース＞

・「…の理由で記載を省略しています。」「…に重要な変更はありませんでした。」等、該当ない旨と類似するが該当ない旨とは異なる記載（次の図表の例では、「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略している旨及びその理由」要素を用いる。）

図表 4-2 「記載を省略」の事例

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

＜通常の要素を用いるケース＞

目次に対応する記載内容がある場合に用いる要素を本章においては便宜上「通常の要素」といいます。次の場合にも通常の要素を用います。

・タグ付け範囲の一部に該当ない旨の記載が含まれるが、タグ付け範囲全体が該当なしではない場合

実質的に該当ない旨の記載と同じと思われる場合は、該当ない旨の記載をしたうえで該当なし要素を用いることを検討してください。しかし、表題との呼応関係、記載の明瞭性等の観点から該当ない旨の記載と異なる記載を選択する場合には、通常の要素その他の適切な要素を用います。

例：「持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数」における「持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。」という記載は通常の要素でタグ付けします。

なお、該当がないため、記載そのものがない場合は、そもそもタグ付けが不要です。

＜タグ付けを要しないケース＞

・目次を含め記載がない場合

・目次のみが記載されており、記載内容が空白の場合

・テキストブロックでタグ付けする表について、様式に基づき表（様式に基づく表題を含む。）が記載されているが、記載内容が全て空白の場合

・親概念となる目次において該当ない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次における該当ない旨の記載のタグ付けは任意です。

新

5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール

日本語ラベルの上書きは不可とします。日本語ラベルの表示とラベルとの一致に関するルールについては、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係」を参照してください。

(削除)

旧

5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール

インラインXBRLにおける科目又は表題の日本語表示と、提出者別タクソノミのラベルとの一致のルールは次の図表のとおりです。なお、次の図表においてラベルの上書きは、EDINET タクソノミを用いる場合についての記載であり、表示とラベルの一致は、EDINET タクソノミを用いる場合及び提出者別に要素追加をする場合の両方についての記載です。

図表 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。
3	ディメンションのメンバー要素	ラベルの上書きは不可とします。 「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に変化する場合その他表示名称とラベルの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。 次のケースにおいては、表示名称とラベルとを必ず一致させます。 ・報告セグメントの名称(セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。) ・株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念との一致を前提に、表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。

新	旧			
	<table border="1" data-bbox="1567 226 2611 373"> <tr> <td data-bbox="1567 226 1656 373">5</td> <td data-bbox="1656 226 1970 373">用途別ラベル</td> <td data-bbox="1970 226 2611 373">EDINETタクソミで必要な用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。)が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1543 415 2374 447">表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。</p> <ul data-bbox="1584 453 2605 558" style="list-style-type: none"> ・ (株)、(円) 等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。 ・ 名称の一部でない部分はラベルに含めません (例: 脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。) 	5	用途別ラベル	EDINETタクソミで必要な用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。)が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。
5	用途別ラベル	EDINETタクソミで必要な用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。)が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。		

新

5-2 英語ラベルの位置付け及び取扱い

EDINET タクソノミの英語名称は参考訳として XBRL データの利用者に提供されるものです。EDINET タクソノミに使用したい日本語名称を持つ報告項目又は勘定科目が存在する場合、当該報告項目又は勘定科目の英語ラベルが使用したい英語名称と異なる場合においても、原則として当該報告項目又は勘定科目を使用してください。

各社ごとの最適な英訳は、各社ごとの状況により異なる可能性があります。冗長ラベル以外の英語ラベルは、提出者別タクソノミでの上書きを可とします。

なお、英語名称の示す意味が明らかに意図しているものと異なる場合には、当該報告項目又は勘定科目の意味が意図しているものと異なる可能性があります。その場合には、当該報告項目又は勘定科目の日本語による概念を再確認してください。

旧

5-2 英語ラベルの位置付け及び取扱い

英語ラベルは、冗長ラベル以外は必要に応じて上書きを行うことも可能です。冗長ラベルの上書きは不可とします。

EDINET タクソノミの英語名称は参考訳として XBRL データの利用者に提供されるものです。EDINET タクソノミに使用したい日本語名称を持つ報告項目又は勘定科目が存在する場合、当該報告項目又は勘定科目の英語ラベルが使用したい英語名称と異なる場合においても、原則として当該報告項目又は勘定科目を使用してください。

なお、英語名称の示す意味が明らかに意図しているものと異なる場合には、当該報告項目又は勘定科目の意味が意図しているものと異なる可能性があります。その場合には、当該報告項目又は勘定科目の日本語による概念を再確認してください。

6-1 日本語ラベル作成時の指針

日本語冗長ラベルは、一般的には標準ラベルの名称の後に「、」で区切り、これに続けて親要素の標準ラベル、親概念、業種名称等記載することで日本語冗長ラベルを一意とします。これと異なる形で冗長ラベルを作成することもあります。

特定の用途をもつ要素の場合の接尾辞は次の図表のとおりです。

図表 6-1 特定の用途をもつ要素の接尾辞(日本語)

優先度	用途	接尾辞
1	目次項目	[目次項目]
1	タイトル項目	[タイトル項目]
1	テキストブロック	[テキストブロック]
1	ディメンションの表要素	[表]
1	ディメンションの軸要素	[軸]
1	ディメンションのメンバー	[メンバー]
1	ディメンションの表示要素	[表示項目]
2	IFRS財務諸表	(IFRS)
2	記載事項がない場合	(該当なし)
2	表紙項目	表紙
3	業種	(例)建設業

※ 優先度が高い(数字が小さい)場合、より末尾につきます。

※ IFRS 財務諸表以外の要素の冗長ラベルに「(IFRS)」を含むことがありますが、上の図表の特定の用途には該当しません(例:経営指標等中のIFRS関連要素)。

なお、セグメント情報等を開示する際にセグメントメンバーを開示書類等提出者ごとに追加するときは、次の図表のとおり、標準ラベルを表示上のセグメント名称と一致させた上で、「、」に続けて「報告セグメント[メンバー]」と冗長ラベルに設定してください。

図表 6-2 セグメントメンバーの名称例(日本語名称)

名称種別	名称例
標準ラベル(日本語)	通信機器
冗長ラベル(日本語)	通信機器、報告セグメント [メンバー]

役員軸のメンバーについては、原則として標準ラベルに「[メンバー]」のみを追加して冗長ラベルとしてください(役員軸メンバーのラベル設定の詳細については、『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」を参照してください)。

6-1 日本語ラベル作成時の指針

日本語冗長ラベルは、一般的には標準ラベルの名称の後に「、」で区切り、これに続けて親要素の標準ラベル、親概念、業種名称等記載することで日本語冗長ラベルを一意とします。これと異なる形で冗長ラベルを作成することもあります。

特定の用途をもつ要素の場合の接尾辞は次の図表のとおりです。

図表 6-1 特定の用途をもつ要素の接尾辞(日本語)

優先度	用途	接尾辞
1	目次項目	[目次項目]
1	タイトル項目	[タイトル項目]
1	テキストブロック	[テキストブロック]
1	ディメンションの表要素	[表]
1	ディメンションの軸要素	[軸]
1	ディメンションのメンバ	[メンバー]
1	ディメンションの表示要素	[表示項目]
(追加)		
2	記載事項がない場合	(該当なし)
2	表紙項目	表紙
3	業種	(例)建設業

※ 優先度が高い(数字が小さい)場合、より末尾につきます。

なお、セグメント情報等を開示する際にセグメントメンバーを開示書類等提出者ごとに追加するときは、次の図表のとおり、標準ラベルを表示上のセグメント名称と一致させた上で、「、」に続けて「報告セグメント[メンバー]」と冗長ラベルに設定してください。

図表 6-2 セグメントメンバーの名称例(日本語名称)

名称種別	名称例
標準ラベル(日本語)	通信機器
冗長ラベル(日本語)	通信機器、報告セグメント [メンバー]

新

6-2 英語ラベル作成時の指針

(略)

特定の用途をもつ要素の場合の接尾辞は、次の図表のとおりです。

図表 6-3 特定の用途をもつ要素の接尾辞(英語)

優先度	用途	接尾辞
1	目次項目	[heading]
1	タイトル項目	[abstract]
1	テキストブロック	[text block]
1	ディメンションの表要素	[table]
1	ディメンションの軸要素	[axis]
1	ディメンションのメンバー	[member]
1	ディメンションの表示要素	[line items]
2	IFRS財務諸表	(IFRS)
2	記載事項がない場合	(N/A)
2	表紙項目	Cover page
3	業種	(例)CNS ※

※ 優先度が高い(数字が小さい)場合、より末尾につきます。

※ 業種略語は、『EDINET タクソミの設定規約書』の「図表 1-4-6 語彙層の業種略号」を参照してください。

※ IFRS 財務諸表以外の要素の冗長ラベルに「(IFRS)」を含むことがありますが、上の図表の特定の用途には該当しません(例:経営指標等中の IFRS 関連要素)。

(略)

旧

6-2 英語ラベル作成時の指針

(略)

特定の用途をもつ要素の場合の接尾辞は、次の図表のとおりです。

図表 6-3 特定の用途をもつ要素の接尾辞(英語)

優先度	用途	接尾辞
1	目次項目	[heading]
1	タイトル項目	[abstract]
1	テキストブロック	[text block]
1	ディメンションの表要素	[table]
1	ディメンションの軸要素	[axis]
1	ディメンションのメンバ	[member]
1	ディメンションの表示要素	[line items]

(追加)

2	記載事項がない場合	(N/A)
2	表紙項目	Cover page
3	業種	(例)CNS ※

※ 優先度が高い(数字が小さい)場合、より末尾につきます。

※ 業種略語は、『EDINET タクソミの設定規約書』の「図表 1-4-6 語彙層の業種略号」を参照してください。

(略)

新

8 添付資料

別表 1 勘定科目標準化判断基準

(日本基準のものです。IFRS については、標準化判断基準は、ありません。)

(略)

旧

8 添付資料

別表 1 勘定科目標準化判断基準

(略)

新

別表 2 英語冗長ラベル用略語集

ラベル名	略語
流動資産	CA
固定資産	NCA
非流動資産(IFRS)	NCA
有形固定資産	PPE
無形固定資産	IA
投資その他の資産	IOA
繰延資産	DA
流動負債	CL
固定負債	NCL
非流動負債(IFRS)	NCL
純資産	NA
営業活動による収益(売上高、営業収益、営業収入の全てを含む)	RevOA
営業活動による費用・売上原価(売上原価、営業費用、営業原価の全てを含む)	COSExpOA
売上原価	COS
売上総利益	GP
販売費及び一般管理費	SGA
営業外収益	NOI
営業外費用	NOE
特別利益	EI
特別損失	EL
その他の包括利益	OCI
資本金	CAP
(略)	

上表のほか、業種略号については、『EDINET タクソミの設定規約書』の「図表 1-4-6 語彙層の業種略号」を参照。

旧

別表 2 英語冗長ラベル用略語集

ラベル名	略語
流動資産	CA
固定資産	NCA
(追加)	
有形固定資産	PPE
無形固定資産	IA
投資その他の資産	IOA
繰延資産	DA
流動負債	CL
固定負債	NCL
(追加)	
純資産	NA
営業活動による収益(売上高、営業収益、営業収入の全てを含む)	RevOA
営業活動による費用・売上原価(売上原価、営業費用、営業原価の全てを含む)	COSExpOA
売上原価	COS
売上総利益	GP
販売費及び一般管理費	SGA
営業外収益	NOI
営業外費用	NOE
特別利益	EI
特別損失	EL
(追加)	
資本金	CAP
(略)	

上表のほか、業種略号については、『EDINET タクソミの設定規約書』の「図表 1-4-6 語彙層の業種略号」を参照。

新

別表3 英語名称に関する設定例(五十音順)

日本語	英語
(略)	
か	
(略)	
為替差益	<u>Foreign exchange gain</u> 又は <u>Foreign exchange gains</u>
為替差損	<u>Foreign exchange loss</u> 又は <u>Foreign exchange losses</u>
(略)	
減損損失	<u>Impairment loss</u> 又は <u>Impairment losses</u>
減損損失累計額	<u>Accumulated impairment loss</u> 又は <u>Accumulated impairment losses</u>
(略)	
さ	
(略)	
敷金	<u>Leasehold deposits</u>
(略)	
新株予約権	<u>Share acquisition rights</u>
新株予約権付社債	<u>Bonds with share acquisition rights</u>
(略)	
～の売却	<u>Sale of ***</u> 又は <u>Sales of ***</u>
～売却益	<u>Gain on sale of ***</u> 又は <u>Gain on sales of ***</u>
～売却損	<u>Loss on sale of ***</u> 又は <u>Loss on sales of ***</u>
～売却損益(△は益)(キャッシュ・フロー計算書)	<u>Loss (gain) on sale of ***</u> 又は <u>Loss (gain) on sales of ***</u>
(略)	
負ののれん発生益	<u>Gain on bargain purchase</u>
～報酬	<u>*** fee</u>
法人税、住民税及び事業税	<u>Income taxes - current</u>
(略)	
ら	
(略)	
流動負債	<u>Current liabilities</u> (削除)
旅費及び通信費	<u>Traveling and communication expenses</u>
(略)	

旧

別表3 英語名称に関する設定例(五十音順)

日本語	英語
(略)	
か	
(略)	
為替差益	<u>Foreign exchange gains</u>
為替差損	<u>Foreign exchange losses</u>
(略)	
減損損失	<u>Impairment loss</u>
減損損失累計額	<u>Accumulated impairment loss</u>
(略)	
さ	
(略)	
敷金	<u>Lease deposits</u>
(略)	
新株予約権	<u>Subscription rights to shares</u>
新株予約権付社債	<u>Bonds with subscription rights to shares</u>
(略)	
は	
～の売却	<u>Sales of ***</u>
～売却益	<u>Gain on sales of ***</u>
～売却損	<u>Loss on sales of ***</u>
～売却損益(△は益)(キャッシュ・フロー計算書)	<u>Loss (gain) on sales of ***</u>
(略)	
負ののれん発生益	<u>Gain on bargain purchase</u> (追加)
法人税、住民税及び事業税	<u>Income taxes - current</u>
(略)	
ら	
(略)	
流動負債	<u>Current liabilities</u>
～料、～報酬	<u>*** fee</u>
旅費及び通信費	<u>Traveling and communication expenses</u>
(略)	